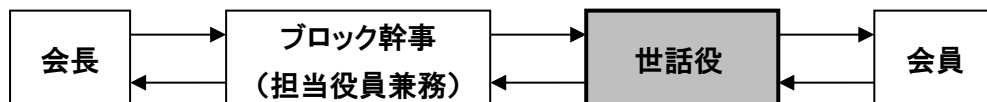


1. 世話役の仕事

2021年11月
大平山丸山町内会

<世話役とは>

各ブロックの班毎に1名の世話役は、町内会ネットワークの「要」です。
任期は3ヶ月です（4～6月・7～9月・10～12月・1～3月）。
3ヶ月毎に次期世話役を選出します。



担当期間の始まる前（原則として前月末頃）に、「世話役説明会」を開催いたしますので、ご参加ください。詳しくは、「大平山丸山町内会施行規則」及び「町内会のきまり」（いずれも「町内会のしおりに掲載」）に規定されていますが、その役割を以下にご説明します。

1. 回覧・緊急連絡

町内会からのご連絡や町内会報（おしらせ）の配付、その他行政機関等からの書類の配付・回覧を行って下さい。



2. 町内会費の集金（4～6月期世話役）

毎年4月に班内の各世帯から集金し、集金締め切り日までにブロック幹事に届けて下さい。

3. ブロック幹事の選出（10～12月期世話役）

10～12月の世話役は10月中旬までに次年度ブロック幹事を選出し、指定用紙に氏名を記入して現ブロック幹事に渡して下さい。



4. 入会・休会・退会・訃報の連絡

入会・休会・退会・訃報などがわかりましたら、届けを記入して頂き、ブロック幹事に渡して下さい。入会、退会者の有無など、担当地域の見回りを適宜お願いいたします。

5. 防犯パトロールと犯罪発生連絡

町内防犯パトロールへの参加をお願いします。班内で空き巣等の犯罪が発生した場合は、ブロック幹事又は防犯担当役員に連絡して下さい。



6. 町内清掃

毎月原則として第一日曜日9時から30分間です。雨天(小雨含む)の場合、第二日曜日に延期し、第二日曜日も雨天ならその月は中止です。予め看板を挙げると共に当日のお世話をして下さい。

7. 情報の収集、苦情・要望の処理

町内の環境（道路、防犯灯、住民協定等）に関する情報、会員の苦情・要望があればブロック幹事に伝えて下さい。また、高齢化が進んできておりますので、民生委員さんにお力を頂きながら町内の見守りに力を入れていきたいと思っております。お気づきの事やご相談事がありましたら御連絡下さい。

8. お願い

- (1) 回覧板はできるだけ手渡しして、迅速な回覧をお願いします。
- (2) 回覧物を届けている「ファスナーファイル」は、速やかにブロック幹事へ返還して下さい。
- (3) 次期世話役候補の方に受任届（規定用紙による）を提出してもらい、ブロック幹事に届けて下さい。
3ヶ月の世話役任期終了前に、必ず次期世話役に業務とファイルの引継ぎを行って下さい。
- (4) 町内会のことに関して、ご質問等がある場合は、遠慮なくブロック幹事にご相談下さい。

以上、よろしく願いいたします。